

富山県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金の手引

貸与決定者用

平成29年4月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
健康・福祉人材センター

目 次

1. 介護福祉士等修学資金貸付制度の概要	1
2. 介護福祉士等修学資金手続き	
フローチャート	2
3. 手続き一覧表	3
4. 提出書類一覧表	4
5. 返還猶予期間について	5
6. 修学資金の返還と返還免除について	6
7. 提出様式	9
① 修学資金借用書（様式第7号）	10
② 修学資金返還計画書（様式第8号）	12
③ 修学資金返還猶予申請書（様式第9号）	14
④ 修学資金返還免除申請書（様式第10号）	16
⑤ 口座振替届（様式第11号）	18
⑥ 登録届（様式第12号）	20
⑦ 就職・離職届（様式第13号）	22
⑧ 変更届（様式第14号）	24
⑨ 修学資金返還猶予申請書（再申請用）（様式第15号）	26
⑩ 在職証明書（様式第16号）	28
⑪ 退学届（様式第17号）	30
⑫ 休学届（様式第18号）	32
⑬ 復学届（様式第19号）	34
⑭ 辞退届（様式第20号）	36
⑮ ホームヘルパー従事証明書（様式第21号）	38
8. 介護福祉士等修学資金貸与規程・施行要綱	41

介護福祉士等修学資金制度の概要

1. 貸与対象者

文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学または入学予定の方で、卒業後、富山県内において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方。

- (1) 学業優秀または卒業後に中核的な介護職として就職する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向上心があると認められる方であって、家庭の経済状況から真に修学資金の貸与が必要であると認められる方
 - (2) 県内に住民登録をしている者又は養成施設入学前に県内に1年以上住所を有していた方
- ※原則として、他の奨学金等とあわせて受けることはできません。

2. 修学資金の種類及び貸与額

- (1) 修学費月額 50,000円以内 (3ヶ月ずつ併せて貸与します。)
- (2) 入学準備金 200,000円 (初回の貸付時に加算します。)
- (3) 就職準備金 200,000円 (最終回の貸付時に加算します。)
- (4) 国家試験受験対策費年額 40,000円
(介護福祉士養成施設卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者)

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む）の方については、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる金額を加算することができます。加算額は、貸与対象者の申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算することができます。

3. 貸与期間及び利子

貸与を決定した月から、養成施設を卒業するまで貸与します。(ただし、貸与期間は正規の修学年限とします。)

貸与金は無利子とします。

4. 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を受けた後、県内において、国が定める介護又は相談援助の業務に従事し、その従事した期間が5年（中高年離職者等*にあつては、3年）に達したときは、貸与した修学資金の返還を全額免除します。

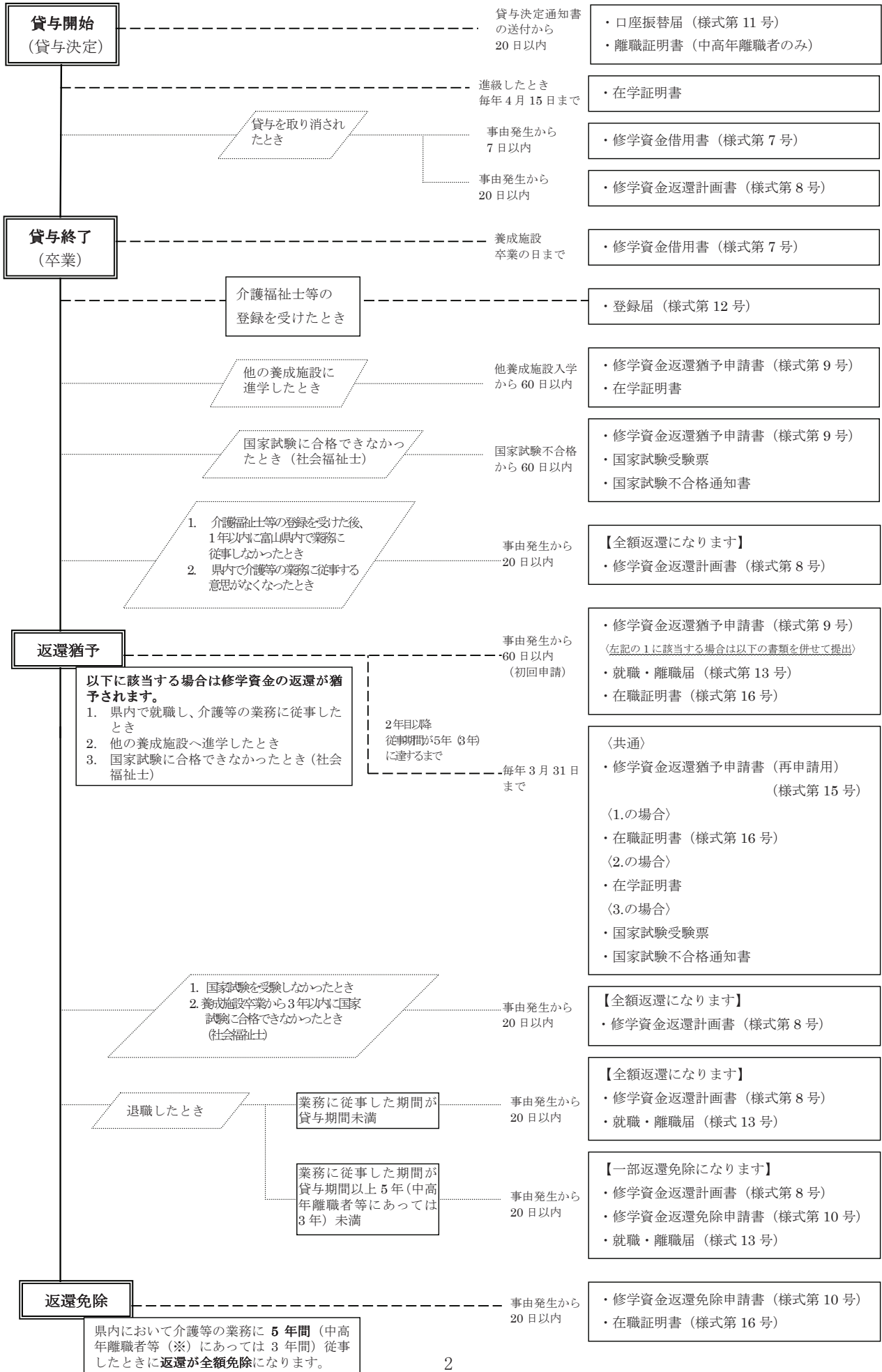
5. 修学資金の返還

従事期間が5年に達する前に退職などにより返還事由が発生した場合は、原則として貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以内において一括または割賦方式にて修学資金を返還していただきます。また、従事した期間に応じて返還の一部が免除されることがあります。

* 中高年離職者等

- ① 高年離職者…養成施設入学時に45歳以上であつて、離職して2年以内の者
- ② 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域（富山市の一部（旧山田村、旧細入村）、南砺市（全域）、朝日町）で業務に従事する者

介護福祉士等修学資金手続きフローチャート



手続き一覧表

区分	提出書類	取り扱い
貸与が決定したとき	・口座振替届(様式第 11 号)	貸与が開始されます。 修学資金の振込先を登録します。
休学したとき	・休学届(様式第 18 号)	休学期間は修学資金の貸与が停止されます。 復学したときに貸与が再開されます。
退学したとき	・修学資金借用書(様式第 7 号) ・修学資金返還計画書(様式第 8 号) ・退学届(様式第 17 号)	修学資金の貸与を取り消し、貸与済の修学資金を返還していただきます。
進級したとき(継続して貸与を希望するとき)	・在学証明書(※様式の指定はありません)	留年した場合は、次に進級が確認できるまで貸与が停止されます。翌年度、進級が確認された場合に貸与が再開されます。
卒業したとき(貸与終了)	・修学資金借用書(様式第 7 号)	修学資金の貸与が終了し、支払総額が確定します。
介護福祉士(社会福祉士)の登録を受けたとき	・登録届(様式第 12 号)	介護福祉士(社会福祉士)の登録を受けたかどうかを確認します。
登録を受け、県内で介護等の業務に従事することとなったとき	・修学資金返還猶予申請書(様式第 9 号) ・就職・離職届(様式第 13 号) ・在職証明書(様式第 16 号) 又は ・ホームヘルパー従事証明書(様式第 21 号)	登録を受け、指定の業務に従事する場合は修学資金の返還が猶予されます。1年ごとに猶予要件を満たしているかを確認し、猶予決定通知書(猶予決定期間は1年間)を貸与者本人宛に送付します。
養成施設卒業後、さらに他の養成施設に進学したとき	・修学資金返還猶予申請書(様式第 9 号) ・在学証明書(※様式の指定はありません)	さらに他の養成施設に進学した場合は、修学資金の返還が猶予されます。1年ごとに猶予要件を満たしているかを確認し、猶予決定通知書(猶予決定期間は1年間)を貸与者本人宛に送付します。
養成施設卒業後、指定の業務に従事しないとき(他の業務に就職が決定したとき 等)	・修学資金返還計画書(様式第 8 号)	卒業後、指定の業務に従事することができない場合は、修学資金返還となります。貸与を受けた期間内で一括又は月賦・半年賦により、修学資金を返還していただきます。
猶予決定期間(1年間)が終了するとき(継続して返還の猶予を希望するとき)	・修学資金返還猶予申請書(再申請用)(様式第 15 号) ・在職証明書(様式第 16 号) 又は ・ホームヘルパー従事証明書(様式第 21 号)	猶予の再申請により、猶予要件を満たしているかを確認し、猶予決定通知書(猶予決定期間は1年間)を貸与者本人宛に送付します。業務に従事した期間が5年を経過するまでは、毎年この申請が必要となります。
猶予決定期間(1年間)が終了するとき(業務に従事した期間が5年(3年)を経過したとき)	・修学資金返還免除申請書(様式第 10 号) ・在職証明書(様式第 16 号) 又は ・ホームヘルパー従事証明書(様式第 21 号) ・退職証明書(退職期間がある者のみ)(※様式の指定はありません)	業務に従事した期間が5年を経過した場合は、返還免除申請書の提出により、修学資金の返還を全額免除します。
返還猶予期間中の離職、県外転出などにより猶予要件を満たさなくなったとき	・修学資金返還計画書(様式第 8 号) ・修学資金返還免除申請書(該当者のみ)(様式第 10 号)	修学資金返還となります。貸与を受けた期間内(猶予を受けた期間があるときはその期間を合算した期間内)で、一括又は月賦・半年賦により返還していただきます。返還猶予の期間があるときは、一部を返還免除とすることがあります。該当する場合は返還免除申請書の提出が必要となります。
在学中に修学資金の貸与が取り消されたとき	・就職・離職届(様式第 13 号) 【※ 猶予要件を満たさない理由が、「離職」である場合】	
卒業後1年以内に介護福祉士(社会福祉士)の登録を受けなかったとき		
卒業後1年以内に富山県内において業務に従事しなかったとき		
勤務先や貸与者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	・変更届(様式第 14 号) ・就職・離職届(様式第 13 号) (※勤務先に変更があった場合)	届出を受け、登録されている情報を修正します。
修学資金の貸与を辞退しようとするとき	・修学資金借用書(様式第 7 号) ※既に資金を貸与している場合 ・辞退届(様式第 20 号)	修学資金の貸与決定を取消し、貸与済の修学資金がある場合は、速やかに修学資金を返還していただきます。

※「業務に従事する」とは、介護福祉士(社会福祉士)として登録を受けた後、県内において相談業務又は介護等の業務に従事することをいいます。

※ 返還免除までの期間(通常5年)は、中高年離職者等においては3年とします。

提出書類一覧表

提出書類名	提出時期	添付書類
修学資金借用書 (様式第7号)	① 修学資金の貸与が終了したとき ② 修学資金の貸与が取り消されたとき	なし
修学資金返還計画書 (様式第8号)	① 修学資金の貸与が取り消されたとき ② 貸与終了後返還事由が発生したとき	なし
修学資金返還猶予申請書 (様式第9号)	① 県内で就職し、介護等の業務に従事したとき(猶予期間2年目以降は再申請用の様式を使用すること) ② 他の養成施設へ進学したとき	在職証明書 (様式第16号) ※ 進学の場合は、在学証明書 (※様式の指定はありません)
修学資金返還免除申請書 (様式第10号)	① 登録を受けて、従事期間が5年(中高年離職者等にあつては3年)経過したとき ② 退職により返還事由が発生した場合において、従事期間が貸与を受けた期間を超えるとき	在職証明書 (様式第16号) 休職証明書 (休職期間がある者のみ) (※様式の指定はありません)
口座振替届 (様式第11号)	① 誓約書提出時 ② 口座情報に変更があったとき(随時)	預金通帳の写し
在学証明書	進級したとき	なし
登録届 (様式第12号)	介護福祉士(社会福祉士)の登録を受けたとき	登録証の写し
就職・離職届 (様式第13号)	① 県内で就職し、介護等の業務に従事することとなったとき ② 退職したとき	在職証明書(様式第16号) ※ 退職の場合は、離職日を証明する書類の写し(離職票の写しでも可) (※様式の指定はありません)
変更届 (様式第14号)	修学資金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先の名称及び所在地等に変更があったとき	連帯保証人の印鑑証明(保証人に変更があった場合)
修学資金返還猶予申請書(再申請用) (様式第15号)	継続して返還猶予を受けようとするとき(返還猶予2年目以降)	在職証明書 (様式第16号)
在職証明書 (様式第16号)	就職届や返還猶予再申請等、県内で介護等の業務に従事している事の証明が必要な場合の添付書類として	/
退学届 (様式第17号)	養成施設を退学したとき	養成施設へ提出した退学届の写し
休学届 (様式第18号)	養成施設を休学したとき	養成施設へ提出した休学届の写し
復学届 (様式第19号)	休学から復学したとき	養成施設へ提出した復学届の写し
辞退届 (様式第20号)	修学資金の貸与を辞退するとき	辞退する理由を証明する書類の写し(他奨学金等の受給決定通知等)
ホームヘルパー従事証明書 (様式第21号)	就職届や返還猶予再申請等、県内で介護等の業務に従事している事の証明が必要な場合の添付書類として(ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事しているとき)	/

返還猶予期間について

返還猶予要件に該当し、修学資金の返還猶予を受ける場合の猶予期間は、以下のとおりとなります。

	猶予要件(猶予事由)	猶予期間
①	養成施設卒業後、介護福祉士(社会福祉士)として登録を受け、県内において介護等の業務に従事する(している)場合	業務に従事した期間が5年(中高年離職者等は3年)に達するまで
②	卒業後、別の養成施設に進学する場合	進学した養成施設を卒業するまで
③	その他災害・病気・負傷等やむを得ない事由があると認められる場合	※要相談

(猶予申請書の記入例)

- 1) 平成29年4月から平成31年3月まで修学資金の貸与を受け、卒業後、県内の社会福祉施設に就職し、返還猶予を受けるとき

→猶予期間：平成31年4月から平成36年3月まで(60月)

- 2) 平成29年4月から平成31年3月まで修学資金の貸与を受け、卒業後、県内の社会福祉施設に就職し、返還猶予を受ける場合で、平成31年10月から平成33年9月までの間、育児休業として休職した期間があるとき

→猶予期間：平成31年4月から平成37年3月まで(72月)

※表の①に該当する場合の猶予期間は、養成施設を卒業してから県内で業務に従事した期間が5年(3年)に達するまでの間としておりますが、その間育児休業その他により休職期間がある場合は、従事期間とはみなさないため、猶予期間を延長(休職期間に相当する月数)します。

- 3) 平成29年4月から平成31年3月まで修学資金の貸与を受け、卒業後、さらに別の養成施設(2年課程)に入学し、返還猶予を受けるとき

→猶予期間：平成31年4月から平成33年3月まで(24月)

- ◎ 猶予要件に該当しなくなった場合は、速やかに返還の手続きをとる必要があります。
- ◎ 猶予を受けている途中で勤務先の変更があった場合は「変更届(様式第14号)」と「就職・離職届(様式第13号)」により届け出てください。
- ◎ 休職期間がある場合は、猶予申請書提出時に在職証明書と併せて休職証明書(コピーでも可)を添付してください。

修学資金の返還と返還免除について

修学資金の返還は、養成施設卒業後、介護福祉士（社会福祉士）の登録を受け、県内において介護等の業務に5年間（中高年離職者等については3年間）従事したときに**全額免除**されます。

《A：返還について》

貸与終了後、猶予要件に該当しない場合は、修学資金を**返還**していただきます。

〈1〉返還の一部免除

◎県内において介護等の業務に従事し、その期間が修学資金の貸与を受けた期間を超える場合は、**返還の一部が免除**されます。免除承認額は、従事期間によって異なりますので、記入の前に必ず富山県社会福祉協議会に確認してください。

※免除額の計算（参考）

$\{\text{業務に従事した期間(月数)} \div (\text{貸与を受けた期間(月数)} \times 5/2)\} \times \text{返還すべき額}$

(例)業務に従事した期間…4年(48月)、貸与を受けた期間…2年(24月)

返還すべき額(借入総額) 1,600,000円の場合

$$50,000 \text{円} \times 24 \text{月} = 1,200,000 \text{円} \quad \dots \text{①}$$

$$200,000 \text{円} \times 2 \text{回} = 400,000 \text{円} \quad \dots \text{②}$$

$$40,000 \text{円} \times 2 \text{回} = 80,000 \text{円} \quad \dots \text{③}$$

$$1,200,000 \text{円} + 400,000 \text{円} + 80,000 \text{円}$$

$$= 1,680,000 \text{円} \quad \dots \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$\{48 \text{月} \div (24 \text{月} \times 5/2)\} \times 1,680,000 = \underline{1,344,000 \text{円}} \quad \text{※端数切捨}$$

$$\text{免除承認額} = 1,344,000 \text{円} \quad \therefore \text{返還すべき額} \quad 336,000 \text{円}$$

◎県内において、介護等の業務に従事した期間がない場合、または従事した期間が貸与を受けた期間以内の場合は、**全額返還**となります(免除承認額は0円)。

〈2〉返還期間

返還期間は貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以内となります。ただし、修学資金の返還猶予を受けていたときは、この期間と猶予を受けた期間とを合算した期間以内での返還となります。

(例)

- (1) 平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 2 年間修学資金の貸与を受け、卒業後すぐ修学資金を返還する場合

返還期間＝平成 31 年 4 月から平成 35 年 3 月まで (4 年間)

- (2) 平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 2 年間貸与を受け、平成 31 年 4 月から平成 33 年 3 月まで県内の施設に勤務し、1 年間返還猶予を受けていた場合

返還期間＝平成 31 年 4 月から平成 36 年 3 月まで (5 年間)

〈3〉 返還方法

〈2〉の返還期間内で、**一時払または割賦方式(月賦・半年賦)**での返還となります。

(例) 平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 2 年間貸与を受けた場合

→ 一時払いでの返還の場合

返 還 期 間：平成 31 年 4 月 (1 月)

一回の返還額：1,680,000 円 (一括)

→ 月賦での返還の場合

返 還 期 間：平成 31 年 4 月～平成 35 年 3 月(48 月)

一回の返還額：1,680,000 円 ÷ 48 回 = 35,000 円

→ 半年賦での返還の場合

返 還 期 間：平成 31 年 4 月～平成 35 年 3 月

(年 2 回 × 4 = 8 月)

一回の返還額：1,680,000 円 ÷ 8 回 = 210,000 円

《B：返還免除について》

県内において介護等の業務に従事した期間が 5 年 (3 年) に達したときは修学資金の返還が**全額免除**されます。

業務に従事した期間が 5 年 (3 年) に達する前に退職、県外転出などにより返還事由が発生したときは、返還の一部が免除され、全額免除とはなりません。

提出様式

◎ 様式はコピーして使用してください。

様式第7号

収 入
印 紙

修学資金借用書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程により、
修学資金を下記のとおり借用いたしました。

借用金額	総額	円
借用日	平成 年 月から平成 年 月まで	

注1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとする

【記入例・記入要領】

様式第7号

修学資金借用書

平成〇〇年〇月△日

収入印紙

借用総額に応じ、収入印紙を貼付ください。貼付後、必ず割印（印紙と文書の両方にかかるように押印）をしてくだ

富山県社会福祉協議会長 殿
（富山県健康・福祉人材センター）

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 富山 花子 印

連帯保証人住所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 富山 一郎 実印

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。連帯保証人が異なる場合は、「変更届（様式第14号）」にて変更の届出を行ってから提出してください。

必ず**実印**で押印すること

介護福祉士等修学資金を下記のとおり借用いたしました。

借用総額	総額 1, 6 8 0, 0 0 0 円
借用期間	平成〇〇年〇月から平成〇△年△月まで

《参考》印紙税額

借用総額	収入印紙金額
10万円以下	200円
10万を越え50万円以下	400円
50万を越え100万円以下	1,000円
100万を越え500万円以下	2,000円

修学資金返還計画書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

次のとおり修学資金を返還したいので、承認して下さるようお願いいたします。

1 借入総額		円
2 免除承認額		円
3 返還債務額		円
4 返還方法		
一時払	割賦方法	
	半年賦	円 (1回の返還額) 回
	月 賦	円 (1回の返還額) 回
5 返還期間	平成 年 月から平成 年 月まで	

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 住 所 〒
(申請者自筆)

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の修学資金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 月間 年 月まで
猶予を受けようとする理由	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類(在職証明書(様式第 16 号)等)を添付すること。

修学資金返還免除申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 決定番号
住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

次のとおり修学資金の返還の免除を受けたいので、申請します。

免除申請額	円
借入総額	円
返還債務額	円
免除を受けようとする理由	
県内における業務従事経歴	
勤務先名称	職 種
	勤 務 期 間
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
育児休業	有・無 年 月 日から 年 月 日まで
休 職	有・無 年 月 日から 年 月 日まで
停 職	有・無 年 月 日から 年 月 日まで
その他これらに 準ずる休業	有・無 年 月 日から 年 月 日まで
介護福祉士等資格登録年月日	年 月 日登録

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 16 号）、育休・産休・その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

様式第 11 号

口 座 振 替 届

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 決定番号
住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

介護福祉士等修学資金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	銀行										(店 番)									
			支店 出張所																	
指定口座	預貯金種目	1 普通	口座番号																	
		2 当座	(右づめで記入)																	
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ																			

【記入例・記入要領】

様式第 11 号

口座振替届

平成〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
 住 所 〒XXX-XXXX
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 富山 花子 印
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

介護福祉士等修学資金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	〇〇 銀行		〇× 出張所	支店 (店番)	I	I	I
指定口座	預貯金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号 (右詰で記入)	1	1	1	1
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ	ト ヤ マ	ハ ナ コ				
	富山 花子						

ゆうちょ銀行を指定の場合 3 ケタの番号を記入してください。

姓と名の間は 1 字空けてください。

- 《振込先の指定》
- ・ 振込先として指定する口座は、**本人名義**のものに限ります。
 - ・ 届け出た口座情報に変更があったときは、再度「口座振替届」を提出してください。
 - ・ 万一、登録された口座情報に誤りがあったときは、速やかに富山県社会福祉協議会まで連絡してください。
 - ・ 口座情報（金融機関名（支店名、店番）、口座名義人、口座番号等）が記載してあるページの写しを添付してください。

様式第 12 号

登 録 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり登録しましたので、届け出ます。

卒業養成施設名	
卒業年月日	平成 年 月 日
登録の種別	介護福祉士 社会福祉士
登録年月日	平成 年 月 日
登録番号	

※登録証の写しを添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 12 号

登 録 届

平成〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 印
電話番号 XXX-XXX-XXXX

連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 実印
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。

下記のとおり登録しましたので、届け出ます。

卒業養成施設名	<input checked="" type="checkbox"/> ×短期大学 <input type="checkbox"/> △△学科 <input type="checkbox"/> □□専攻
卒業年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
登録の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士
登録年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
登録番号	第〇-〇〇〇〇号

※登録証の写しを添付すること。

登録証に記載されている登録番号を記入してください。

様式第 13 号

就 職 ・ 離 職 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり 就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職 の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
	平成 年 月 日		〒

【記入例・記入要領】

様式第 13 号

平成〇〇年〇月△日

就職・離職届

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
 住 所 〒XXX-XXXX
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 花子 印
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 一郎 実印
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

就職・離職のどちらの届出にも使用できる様式となっています。あてはまる方を○で囲んでください。

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。

下記の▼とおり就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
就職	平成〇年〇月〇日	特別養護老人ホーム 〇〇〇苑	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇

変 更 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

【記入例・記入要領】

様式第 14 号

変 更 届

平成〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 印
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 実印
電話番号 XXX-XXX-XXXX

住所等を変更したときは、変更後のもので記入・押印してください。
実印で押印してください。

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
住所	平成〇〇年〇月〇日	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〒XXX-XXXX △△△△△△△△△
電話番号	平成〇〇年〇月〇日	XXX-XXX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
	平成 年 月 日		

《変更の届出》

下記の事項に変更があった場合はこの様式により届出願います。

- ・ 氏名(姓の変更)
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 勤務先名称
- ・ 勤務先住所
- ・ 連帯保証人氏名 (この場合は必ず印鑑証明を添付すること)
- ・ 連帯保証人住所 (この場合は必ず印鑑証明を添付すること)
- ・ 連帯保証人電話番号

様式第 15 号

修学資金返還猶予申請書（再申請用）

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 決定番号
住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

次のとおり修学資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

返還未済の修学資金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで 月間
猶予を受けようとする理由 ・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 の登録を受け、 県内において業務に従事しているため	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書(様式第 16 号)、育休・産休・その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 15 号

修学資金返還猶予申請書(再申請用)

平成〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

次のとおり修学資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

返還未済の修学資金の額	1,600,000 円
猶予を受けようとする期間	平成〇〇年〇月から 60 月間 平成〇△年〇月まで
猶予を受けようとする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 の登録を受け、 県内において業務に従事しているため

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 16 号）、育休・産休・その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

借入総額を記入

介護等の業務に従事する期間が、貸与が終了した次の月から 5 年間（中高年離職者等については 3 年間）を経過するまでの期間を記入してください。
猶予期間についての詳細は 5 ページ「返還猶予期間について」を参照してください。

様式第 16 号

在 職 証 明 書

氏 名
住 所 〒

上記の者は、平成 年 月 日から当法人の施設で

- ・相談援助の業務をしていること
- ・介護等の業務をしていること

を証明する。

平成 年 月 日

施設の所在地
施設の種類
施設名
法人名
法人代表者名

印

【記入例・記入要領】

様式第 16 号

在 職 証 明 書

氏名 富山 花子
住所 〒XXX-XXXX
○○○○○○○○○○

上記の者は、平成○○年 ×月 △日から当法人の施設で

- ・ 相談援助の業務をしていること
- 介護等の業務をしていること

を証明する。

平成○×年××月△△日

施設の所在地 ○○市△△△××番地
施設の種類 特別養護老人ホーム
施設名 ○○○苑
法人名 △△△△△△
法人代表者名 △△△△△

印

この様式は、修学資金の貸与を受けた者が県内の施設において、介護等の業務に従事していることを証明するための様式です。法人代表者の押印を受け、返還猶予申請書、就職届等の添付書類として提出してください。育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその期間を記入し、休職証明書とあわせて提出してください。

《休職期間がある場合の記入》

育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその旨記入し、休職証明書と併せて提出してください。

(記入例)

- ・ 育児休業：平成○△年○月～平成○△年×月

様式第 17 号

退 学 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

退学日	退学の理由
平成 年 月 日	

※養成施設に提出した退学届の写しを添付すること。

様式第 18 号

休 学 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり休学しましたので、届け出ます。

休学の期間				休学の理由
平成	年	月	日	
	~			
平成	年	月	日	

※養成施設に提出した休学届の写しを添付すること。

様式第 19 号

復 学 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

復 学 年 月 日
平成 年 月 日

※養成施設に提出した復学届の写しを添付すること。

【記入例・記入要領】

様式第 19 号

復 学 届

平成〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 一郎 (実印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。
実印で押印してください。

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

復 学 年 月 日
平成△△年〇月×日

※養成施設に提出した復学届の写しを添付すること。

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
 (富山県健康・福祉人材センター)

申請者 住 所 〒
 (申請者自筆)
 氏 名 印
 電話番号 (自宅)
 (携帯)

連帯保証人 住 所 〒
 (保証人自筆)
 氏 名 実印
 電話番号 (自宅)
 (携帯)
 年 所 得 [千円]
 申請者との関係 []

下記のとおり介護福祉士等修学資金の貸与を受けることを辞退します。

辞退する修学資金	辞 退 の 理 由
平成 年 月分 から	

様式第 21 号

ホームヘルパー従事証明書

氏 名

生年月日

住 所

上記の者は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間で
ホームヘルパーとして 日間従事していることを証明する。

平成 年 月 日

施設の所在地

施設の種類

施設名

法人名

代表者名

印

【記入例・記入要領】

様式第 21 号

ホームヘルパー従事証明書

氏名 富山 花子
住所 〒XXX-XXXX
○○○○○○○○○○

上記の者は、平成○○年×月△日から平成○×年△月×日までの間で
ホームヘルパーとして○○日間従事していることを証明する。

平成○×年××月△△日

施設の所在地 ○○市△△△××番地
施設の種類 訪問介護
施設名 ○○○苑
法人名 △△△△△△
代表者名 △△ △△△

印

この様式は、修学資金の貸与を受けた者が県内において、ホームヘルパーの業務に従事していることを証明するための様式です。法人代表者の押印を受け、返還猶予申請書、就職届等の添付書類として提出してください。育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその期間を記入し、休職証明書とあわせて提出してください。

《休職期間がある場合》
育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその旨必ず記入し、休職証明書と併せて提出してください。
(記入例)
・ 育児休業：平成○△年○月～平成○△年×月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設に在学する者であって、将来、県内において介護福祉士等として業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することによりその修学を容易にし、もって県内における介護福祉士等の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下この条において「法」という。）第7条第4号に規定する指定施設における法第2条第1項に規定する相談援助の業務又は同条第2項に規定する介護等の業務をいう。

2 この規程において「養成施設」とは、法第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した養成施設をいう。

3 この規程において「実務者養成施設」とは、法第40条第2項第5項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した養成施設をいう。

(修学資金の貸与)

第3条 会長は、養成施設又は実務者養成施設に在学する者又は入学予定の者であって、将来、介護福祉士等の登録を受けた後、県内において業務に従事しようとする者であって、次の各号に該当する者に介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

- (1) 学業優秀な者又は卒業後に中核的な介護職として就職する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者であって、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸与が必要と認められる者
- (2) 県内に住民登録をしている者又は養成施設もしくは実務者養成施設入学前までに県内に1年以上住所を有していた者

(貸与期間及び貸与額等)

第4条 貸与期間は、貸与の開始の月から養成施設又は実務者養成施設を卒業する日の属する月までの間、貸与するものとする。

2 修学資金の貸与額は、養成施設に在学する者にあつては月額上限50,000円、実務者養成施設に在学する者にあつては上限200,000円とする。ただし、養成施設に在学する者については、貸与の初回に入学準備金として200,000円（実務者養成施設在学中に修学資金の貸与を受けた者にあつては、200,000円から実務者養成施設在学中に貸与を受けた金額を減じた金額に限る。）を、最終回に就職準備金として200,000円（修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）を加算することができる。

3 貸与申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸与対象者の貸与申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算（以下「生活費加算」という。）することができるものとする。

なお、生活費加算の額は、貸与後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合も、貸与期間中の加算額の見直しは要しないものとする。また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

4 卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者にあつては国家試験受験対策費用として1年度あたり40,000円を加算することができる。

5 貸与する修学資金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。この場合において、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は、その者の法定代理人でなければならない。

(貸与の取消し)

第6条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金を貸与することが適当でないとも認められるとき。

(貸与の停止等)

第7条 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を行わないものとする。

2 会長は、修学生が正当な理由がなく第12条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(理由の提示)

第7条の2 会長は、第6条又は前条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第8条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した日（介護福祉士となる資格を有する場合に限る。）又は当該養成施設を卒業した年の社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験に合格した日（要綱で定める場合にあつては、当該養成施設を卒業した年の翌年もしくは翌々年の社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験に合格した日）から1年以内に介護福祉士等の登録を受けず、又は県内（要綱で定める施設を含む。以下同じ。）において業務に従事しなかったとき。
- (3) 法第40条第2項第5号の規定に該当する者が、該当することとなった日の属する年もしくは翌年の介護福祉士試験に合格した日（要綱で定める場合にあつては、翌年もしくは翌々年もしくは3年後の年の介護福祉士試験に合格した日）から1年以内に介護福祉士の登録を受けず、又は県内において業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内において業務に従事したことがない者が実務者養成施設を卒業した日から1年以内に県内において業務に従事しなかったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなったとき。

(返還の猶予)

第9条 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した後、更に要綱で定める養成施設において修学しているとき。
- (3) 介護福祉士等の登録を受けた後、県内において業務に従事しているとき。

- (4) 当該実務者養成施設を卒業した後、県内において業務に従事しているとき又は更に養成施設において修学しているとき。
- (5) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第10条 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 当該養成施設を卒業した日（介護福祉士となる資格を有する場合に限る。）又は社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験に合格した日から1年以内（要綱で定める場合にあっては、2年以内）に介護福祉士等の登録を受けた後県内において業務に従事し、かつ、引き続き当該業務に従事した期間（従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において業務に従事した期間については、県内において業務に従事した期間に含めるものとする。）が要綱で定める期間に達したとき。
 - (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。
- 2 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身の故障により修学資金を返還することが困難になったとき。
 - (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
 - (4) 県内において修学資金の貸与を受けた期間以上の期間、業務に従事したとき。

(延滞利息)

第11条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調停しないことができる。

(書類の提出)

第12条 修学生は、要綱で定める書類を会長に提出しなければならない。

(要綱への委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生労働省告示第百五十八号)に準ずる。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程（以下、「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金申請手続等)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに会長に提出するものとする。

- (1) 身上調書（様式第2号）
- (2) 養成施設又は実務者養成施設の長の推薦書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第6号）
- (4) 学業成績証明書
- (5) 規程第4条第2項に定める1月あたりの貸与対象者の貸与申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とした加算（以下「生活費加算」という。）の貸与を受けようとする者にあつては、生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証する書類
- (6) 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- (7) 住民票の写し（個人番号のみを省略した申請者・連帯保証人の世帯全員のもの）
- (8) 所得を証明する書類（申請者の世帯全員のもの・連帯保証人のもの）

2 生活保護受給世帯の者で修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに会長に提出するものとする。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書

(貸与決定等)

第3条 会長は、規程第3条に該当する者に対し修学資金を貸与することができる。ただし、生活費加算については、生活費加算の貸与対象者に係る家庭の経済状況等が次のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 貸与申請時に生活保護受給世帯の者であつて、規程第2条第2項に定める養成施設に就学する者
 - (2) 前号に準ずる経済状況にある者として、知事が必要と認める者
- 2 修学資金の貸与を受けようとする者の選考は、前条第1項の規定により提出された申請書等の審査によって行うものとする。
- 3 会長は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を申請者及び申請者が在学している養成施設又は実務者養成施設の長に修学資金貸与決定通知書（様式第4号）又は修学資金貸与不承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 申請者は、前項の修学資金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に口座振替届（様式第11号）を会長に提出するものとする。
- 5 生活保護受給世帯の者で修学資金の貸与を受けようとする者の選考は、会長が、前条第2項の規定により提出された申請書及び貸与申請者の居住地を管轄する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）からの意見を確認して行うものとし、選考後、福祉事務所長に対し貸与の可否を連絡するものとする。
- 6 会長は、貸与申請時に生活保護受給世帯の者で修学資金の貸与を受けようとする者に貸与決定を行った場合は、貸与決定を行った者が生活費加算と生活保護の支給を同時に受けていないことを確認するものとする。

(修学資金の貸与)

第4条 修学資金は、3箇月分ずつ、併せて貸与する。ただし、会長が特別の理由があると認め

るときは、この限りでない。

- 2 規程第7条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された者が、停止されるべき月に係る修学資金の貸与を既に受けているときは、その修学資金は、当該停止の理由がやんだ月の翌月以降の修学資金として貸与したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 規程第5条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であつて、会長が適当と認める者とする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。

(修学資金借用書の提出)

第6条 修学生は、当該養成施設又は実務者養成施設を卒業するときにあつてはその卒業する日までに、修学資金の貸与を取り消されたときにあつてはその取り消された日から7日以内に、連帯保証人と連署の上、修学資金借用書(様式第7号)を会長に提出するものとする。

- 2 連帯保証人は、修学生が養成施設又は実務者養成施設に在学中死亡したときは、直ちに修学資金借用書を会長に提出するものとする。

(返還の猶予期間の特例)

第7条 規程第8条第2号及び同条第3号の要綱で定める場合は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験を受験せず、又は当該試験に合格しなかった場合で、翌年の当該試験を受験する意思があると会長が認めたとき。

(要綱で定める県外の施設)

第8条 規程第8条第2号の要綱で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は国立高度専門医療研究センターであつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、整肢療護園、むらさき愛育園及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (2) 東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。)にある社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号に規定する指定施設

(返還の方法)

第9条 規程第8条の規定により修学資金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に修学資金返還計画書(様式第8号)を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 修学資金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(修学資金の返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(修学資金返還猶予申請書)

第10条 規程第9条に規定する修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から60日以内に修学資金返還猶予申請書(様式第9号)を会長に提出するものとする。

(要綱で定める養成施設)

第11条 規程第9条第2号の要綱で定める養成施設は、介護福祉士の養成施設又は実務者養成施設を卒業した者にあつては社会福祉士の養成施設、社会福祉士の養成施設を卒業した者にあつては介護福祉士の養成施設とする。

(返還の猶予期間)

第12条 規程第9条第4号の規定により修学資金の返還を猶予する期間は、1年以内とする。ただし、更にその事由が継続するときは、3年を限度として猶予の期間を延長することができる。

(返還の免除)

- 第13条 規程第10条第1項第1号の要綱で定める場合は、社会福祉士の登録を受けた者が当該養成施設を卒業した日から1年以内に規程第2条第1項に規定する業務以外の社会福祉事業の職種に従事し、かつ、当該社会福祉士の業務に従事する意思があると会長が認めるときとする。
- 2 規程第10条第1項第1号の要綱で定める期間は、養成施設卒業者については、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設又は実務者養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が業務に従事した場合にあっては、3年）、実務者養成施設卒業生については、2年とする。
- 3 ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事している者に係る在職期間については、市町村又は有料職業紹介所等に登録した期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は、1の期間として計算して通算しないものとする。
- 4 会長は、修学資金の貸与を受けた者が規程第10条第2項各号の規定に該当するに至ったときは、業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間（この期間が2年に満たないときは、2年）の2分の5（中高年離職者等にあっては、2分の3）に相当する期間で除して得た数（この数が1を超えるときは、1）を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

(修学資金返還免除申請書)

第14条 規程第10条に規定する修学資金の返還の免除を受けようとする者は、同条第1項各号又は第2項各号に該当する事由の生じた日から20日以内に修学資金返還免除申請書（様式第10号）を会長に提出するものとする。

(従事期間の計算)

- 第15条 規程第10条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日の属する月から終了した日の属する月までを算入するものとする。
- 2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業（以下この項において「育児休業等」という。）の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(書類の提出)

第16条 規程第12条の要綱で定める書類は、在学証明書とし、毎年4月15日までに提出するものとする。

(届出)

- 第17条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署の上、直ちに、会長に届け出るものとする。
- (1) 養成施設又は実務者養成施設を退学し、休学し、又は養成施設に復学したとき。
- (2) 養成施設又は実務者養成施設において退学又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

- (4) 修学資金の貸与を辞退しようとするとき。
 - (5) 修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (6) 介護福祉士等として登録を受けたとき。
 - (7) 規程第2条第1項に規定する業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
 - (8) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第18条 この要綱で定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

《問合せ先》

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県健康・福祉人材センター

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532

（無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005）